

栃木市地域生活支援拠点等体制の概要 ～栃木市くらしだいじネット～

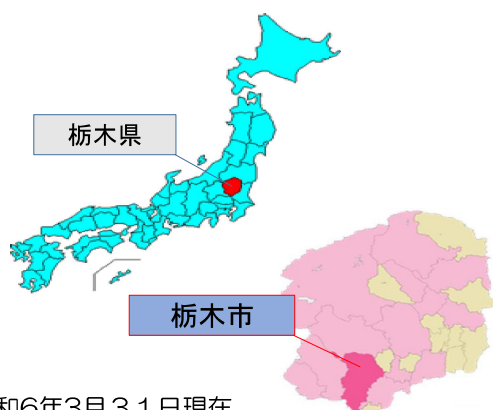


栃木市マスコットキャラクターとち介

栃木県 栃木市役所
保健福祉部 障がい福祉課
障がい児者相談支援センター係

1

1. 栃木市の紹介



令和6年3月31日現在

面積	331.50km ²
人口	156,301人
高齢化率	32.1%



栃木県の南部にあって、静かなたたずまいの街です。東京から鉄道でも高速道路でも約1時間の距離にあります。

江戸時代、日光例幣使街道の宿場町として、また巴波川の舟運により商人町として賑わい、見世蔵や土蔵が軒を連ね政治、経済、文化の中心として栄えた商都であり、今なお商人町の姿を残しています。

栃木市は、平成22年（2010年）3月29日に、栃木市・大平町・藤岡町・都賀町の1市3町が合併して誕生しました。

平成23年10月1日には、西方町と合併し、平成26年4月5日に、栃木市と岩舟町が合併しました。

【栃木市出身の有名人】



作家
山元祐三



詩人
柴田トコ



女優
山口智子



プロ野球
沢村拓一

2



栃木市の福祉サービス事業所数・障害者手帳交付状況

サービス内容	事業所数	サービス内容	事業所数
居宅介護	17	就労移行支援	1
生活介護	30	障害者支援施設	5
療養介護	1	共同生活援助	17
短期入所	18	児童発達支援	17
障害児短期入所	3	放課後等デイサービス	19
自立訓練(生活訓練)	3	指定一般相談支援	3
就労継続支援(A型)	3	指定障害児相談支援	14
就労継続支援(B型)	20	指定特定相談支援	24

令和6年6月1日現在

障がい福祉サービス利用児者は、5,291人

身体障害者手帳所持数	5,786人
療育手帳所持数	1,696人
精神保健福祉手帳所持数	1,490人

令和6年3月31日現在



相談支援専門員
50名



栃木市には多数の福祉サービス事業所が存在します！



栃木市障がい児者相談支援センター

障がい福祉課	障がい福祉係（7名）
	障がい支援係（9名）
	障がい児者相談支援センター係
	※指定特定・障害児相談支援事業所の指定
	（市直営の基幹相談支援センターH27.10～）
	係長（行政職） 1名
	事務職（保健師・行政職） 2名
	相談支援専門員
	基幹型相談支援 2名
	基本相談支援 5名

・社会福祉士
・精神保健福祉士
・介護福祉士
などの有資格者



2. くだしだいじネットの構築の経過

H27年度 厚労省地域生活支援拠点等整備推進モデル事業を実施

- ◆自立支援協議会内方針を検討した。
- ◆「緊急時の受入れ・対応」の機能を優先的に整備し、それ以外の機能についても段階的に検討を行うこととした。

H28年度 栃木県地域生活支援拠点体制整備事業を実施

- ◆自立支援協議会内に拠点WGを設置し、具体的な方法について検討
- ◆11月～3月 緊急時支援試行運用事業を実施

H29年度 栃木市くだしだいじネット緊急時支援事業本格運用

H30年4月 栃木市くだしだいじネット緊急時支援事業要綱制定

R元年度 一人暮らし体験事業の試行運用

R2年度 一人暮らし体験事業本格運用

R4年4月 栃木市くだしだいじネット緊急時支援事業要綱一部改正



5



栃木市の自立支援協議会

平成25年10月設置

組織図

栃木市障がい者等自立支援協議会
(社会福祉施策推進委員会)

報告

障がい者福祉幹事会・就労支援幹事会・権利擁護幹事会

提案
情報
交換
報告

議題の調整

運営
会議

障がい者等支援担当者会議

WG

WG

WG

■自立支援協議会

- ・報告・提案についての最終確認をし、市・関係者等への提言・要望

■幹事会

- ・支援担当者会議等からの報告・提案の取り扱いの協議

■運営会議

- ・自立支援協議会全体の流れの管理、各会議内容の検討

■支援担当者会議

- ・各WGの進捗管理、地域課題の検討、くだしだいじネットの進捗管理

■WG

- ・課題検討、実態調査、具体的な提案

6

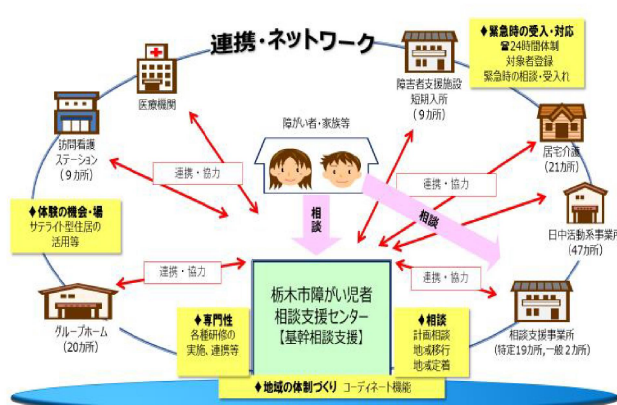


整備の方法

障がい福祉サービス事業所が多く点在

障がい者団体や事業所からの意見

栃木市障がい児者相談支援センターを中核とし、既存の事業所の活用・機能を強化



面的整備型

機能を分担し
地域が一体となっ
て支援をする体制



平成27年度事業内容と地域生活支援拠点等整備のポイント

ポイント① 自立支援協議会の活用

【1】準備委員会の開催

自立支援協議会に準備委員会を設置し、相談支援担当者会議（市内相談支援専門員の定例会議）と連携し、地域の特性に合った整備方法について検討した。

自立支援協議会			
準備委員会		障がい者等支援担当者会議	
7/3	・準備委員会設置	11/24	・整備方法の協議
1/29	・平成28年度整備計画協議	2/29	・平成28年度整備計画協議
相談支援担当者会議			
8/20	・地域生活支援拠点整備の説明	10/15	・GW「こんな社会資源があるといい」
11/12	・GW「緊急時のための資源について」	1/21	・緊急時対応を入れたサービス等利用計画
2/18	・GW「ケースから緊急時を考える」		・GW「ケースの緊急時をどう考える」

提 報
案 告

平成27年度事業内容と地域生活支援拠点等整備のポイント

ポイント② 関係者への研修会・説明会の開催

【2】研修会の開催

障がい者の地域生活支援に関して知見を有する専門家を招聘し、準備委員会の委員や相談支援事業者を含めた関係者、一般市民向けの研修会を開催した。

	講演会・シンポジウム等	参加者
9/18	上越市における地域生活支援拠点の整備について 講師：社会福祉法人みんなでいきる 片桐公彦氏	事業所職員 障がい者団体
12/5	ひとまかせにしない！みんなで考える地域生活支援拠点 講師：全国手をつなぐ育成会連合会政策センター委員 又村あおい氏	一般市民 障がい者団体
12/16	地域生活支援拠点等の整備について ～利用者中心の事業展開～ 講師：長野県地域支援力向上スーパーバイザー 福岡寿氏	事業所管理者 相談支援専門員

9

平成27年度事業内容と地域生活支援拠点等整備のポイント

ポイント③ 必要な社会資源の把握

【3】緊急時支援に関する調査

緊急事態が起きた際に適切な支援や必要となる社会資源等を把握するため、過去に起きた緊急時の対応について、福祉サービス事業所に対し実態調査を行った。

	相談支援	短期入所(平成27年1～12月)	居宅介護(平成27年1～12月)
内容	- 緊急事態の内容 - 対応した方法 - 課題	- 件数 - 受け入れた件数 - 受け入れ可能な件数	- 件数 - 受け入れた時間数 - 受け入れ可能な件数
結果	・本人・介護者の病気、事件・事故・問題行動。居宅介護、移動支援で対応。夜間の支援や福祉サービスでは支援が足りないことが課題	24件 176日(平均7.3/件) - 受け入れ不可 6件 - 理由：満床、障がい特性	47件(平均3.9件/月) 66h(平均5.5h/月) - 受け入れ不可 5件 - 理由：ヘルパーの手配

10

平成27年度事業内容と地域生活支援拠点等整備のポイント

ポイント④ 地域ニーズと課題の検証

【4】体験短期入所

緊急時の備えとして、利用者が短期入所を利用しやすくなるために体験を実施した。また、事業所は緊急時を想定した支援のシミュレーションを行った。

	利用者	事業者
対象	短期入所を利用したことがない障がい者	市内すべての事業所(8か所)
内容	通常と同様に利用するが、不安が高い利用者は宿泊せず終了することや家族同伴も可能とする。	通常通りに支援するが、緊急時を想定するため一部の利用者の情報を制限された中で支援を行う。
実施	・17名(身体6名、知的13名、発達3名) ・宿泊なし3名、同伴1名	・7か所(被災により1か所中止) ・支援人数 2～3名/事業所)
感想	・体験により初めて利用できて良かった ・突発でも利用できるようにして欲しい ・新しい所が苦手なので自宅のほうがいい	・情報は多い方が支援の質が上がる ・医療、食事の情報は最低限欲しい ・情報収集が困難な時にどう支援するか

11

3. 「栃木市

くらしだいじネット」

の5つの機能



12

①緊急時の受入れ・対応

登録状況（令和6年1月末現在）

◆登録者数

登録種別	人数
0～18歳	14
19～66歳	65
合計	79

障がい特性	人数
医療的ケア児者	5
個別対応が必要なケース	33
その他	41
合計	79

◆障がい種別

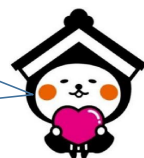
障がい種別	人数（％）
身体	7（8.9％）
身体・知的	13（16.4％）
精神	6（7.6％）
知的	52（65.8％）
知的・精神	1（1.3％）
合計	79（100％）

委託契約状況

（令和6年1月現在）

事業所内訳	事業所数
緊急短期入所	11
緊急居宅介護	6
駆けつけ応援	20
合計	37

R5.4～R6.1月までの新規登録者は7名です。



緊急時の定義

栃木市では、緊急時を定義にしています。



◆緊急時の定義

介護を行うものが疾病にかかっていること、その他やむを得ない理由により、

介護者の状態

居宅で生活することができない、かつ、支援が当日又は翌日に必要な場合とする。

本人の状態

緊急性

★緊急時か否かは市が決定する

緊急事態は人さまざまです。

例えば・・・「家の鍵が見つからない」「友人関係で悩んで落ち着かない」「不安で眠れない」・・・

どんな緊急事態が想定されるのか？その時どんな支援が必要なのか？

「緊急時の定義」を理解していただき、それぞれの想定される緊急事態に備える支援方法の一つとして「くらしだいじネット」の登録を勧めています。

緊急時のフロー

《 緊急事態発生 》

相談窓口 ○指定特定相談支援事業所 ○指定一般相談支援事業所 ○障がい福祉課

【対応日時】 平日 8:30～17:30 24時間 365日 24時間 365日

【支援手順】 ①状況・情報を確認 ②相談支援事業所は緊急時支援が必要な場合は障がい福祉課へ連絡

コーディネート 障がい福祉課

【対応日時】 (平日) 障がい福祉課 障がい児者相談支援センター係

(夜間 休日) 電話当番・応援当番

【支援手順】状況・情報を確認し、事前に提出された情報をもとに**必ず複数の職員で検討・判断**し、支援する。

受け入れ体制 対応期間 1週間以内

1・緊急短期入所 2・緊急居宅介護 3・駆けつけ応援

ケア会議開催 関係機関と迅速に今後の支援方針を検討

終結 緊急時が回避されたことを確認し、支援終了

緊急短期入所 11か所 (実績のある事業所に依頼)

* 実績なしの場合は、障がい特性に応じて、
その他は輪番制で依頼

* 空きベッドがない場合は空きスペースを活用可

緊急居宅介護 6か所

駆けつけ応援 20か所

* 慣れた職員が事業所への同行や見守り等必要な支援を行うもの

15

相談・緊急時対応状況



		R2年度 (R2.4月～R3.3月)	R3年度 (R3.4月～R4.3月)	R4年度 (R4.4月～R5.3月)	R5年度 (R5.4月～R6.3月)
相談状況	相談件数	延1件 (実 1人)	延6件 (実 6人)	延4件 (実 4人)	延6件 (実 6人)
	登録の有無 (実人数)	有0人 無1人	有3人 無3人	有2人 無2人	有3人 無3人
	障がい種別 (実人数)	知的1人	知的5人 精神 1人	知的2人 精神2人	知的4人 精神1人 身体・知的1人
	相談者 (延件数)	支援者1件	家族3件 支援者2件 本人1件	家族2件 支援者1件 本人1件	支援者6件
緊急時対応	緊急短期入所	1件	1件	1件	5件
	緊急居宅介護	0件	0件	0件	0件
	駆けつけ応援	0件	1件	0件	1件
	対応なし	0件	5件	3件	1件

②体験の機会・場 一人暮らし体験事業

◆実施主体 栃木市

体験施設の管理や一人暮らしの支援 委託先 1か所

一人暮らし体験の家事援助 委託先 居宅介護事業所7か所

◆内 容

地域への移行や親元からの自立等にあたって、一人暮らしの体験に伴う支援や必要に応じて家事援助等を行うことにより、一人暮らしの課題を把握し、一人暮らしに向けた支援を行う。

◆対象者 栃木市内に居住する高校生相当以上の障がい者

- ☐ 一人暮らしを希望もしくは検討している方
- ☐ 障がい支援区分が区分1～3の者。または同程度の方
- ☐ 就労、障がい福祉サービス事業所への通所等、日中の活動が定まっている方
- ☐ 緊急時対応可能な緊急連絡人がいる方 など・・・



◆利用期間について

利用決定日より6か月間のうち、20日以内

◆利用料について

(1)体験利用料

利用日数	利用料
1日(泊まりなし)	250円
1泊2日	500円
2泊3日	750円
3泊4日	1,000円
4泊5日	1,250円

R4年度から初めて利用する方は、体験利用料が初回のみ無料となりました。

(2)家事援助利用料

利用時間	利用料
30分以上1時間未満	750円
1時間以上1時間30分未満	1,000円
1時間30分以上2時間未満	1,300円



③相談

○市内の相談支援事業所への バックアップ

R5年度相談支援専門員支援内容（単位：件）

1.支援の方針	66
2.支援の進め方	76
3.社会資源	9
4.計画作成	0
5.会議開催	8
6.家族支援	4
7.その他	9
計	172

バックアップの内容は、
支援の進め方が最も多い
状況です。



④専門的人材の育成

専門的人材の質の向上、ネットワーク
づくりを目的に下記のような研修会を開
催しています。

①相談支援ネットワーク定例会（年4回）

対象：相談支援専門員

②居宅介護事業所研修会（年1回）

対象：ヘルパー

③児童連携会議（年1回）

対象：障がい児福祉サービス事業所職員

④医療的ケア児者支援体制整備研修会 （年1回）

対象：相談支援専門員等

19

⑤地域の体制づくり～自立支援協議会を中心に実施～

医療的ケアWG

医療的ケア児者の支援体制を検討



実態調査の課題から保護者が必要
な情報が得られる冊子や相談員が
関係機関と連携しやすいリーフ
レットを作成しています。

くらしまるとWG

精神障がいにも対応した地域包括ケ
アシステム」の構築に向け、地域課題
の把握や対応策を検討



出前講座の様子

今年度から精神障がいの理解促進・普及
啓発を目的にWGメンバーが市民向け出
前講座を実施しています。

20

4. 整備をすすめる中での良い点

自立支援協議会

- ◆自立支援協議会でくらしだいじネットについて定期的に評価し、課題改善の意見を集約することで機能強化を図ってきた。地域生活支援拠点の整備を中心に取り組むことで**自立支援協議会自体の活性化**につながっている。

地域の体制づくり

- ◆様々な取り組みの中で**連携がしやすい関係作りが構築**ができた。
- ◆緊急時支援事業や一人暮らし体験事業に取り組むことで他の機能の整備にもつながっている。

人材育成

- ◆緊急時を予防するための様々な取り組みにより、平時から**リスクマネジメントの視点**で係わることの大切さを再確認！
- ◆様々な取り組みが**相談支援の質の向上**につながっている。

21

5. 今後について

支援体制が整えにくい障がい児者（児童・医療的ケア児等）への支援の充実

- ・医療機関との連携を含む多職種との連携をさらに充実させていく。
- ・支援体制について自立支援協議会を活用し、検討していく。

相談支援専門員の質の向上

緊急時のリスクを減らし、将来を見据えたサービス等利用計画の作成や質の高い相談支援ができるよう、さらなる相談支援専門員の質の向上につながる取り組みを行っていく。

人材育成

様々な研修会等を継続実施することにより、専門的な対応ができる人材育成をしていく。

地域の一体感の醸成

本人・家族・関係機関に周知を徹底し、くらしだいじネットの理解促進を図る。

面的整備型であることから、**PDCAサイクルを回しながら**、安心して暮らしていける地域づくりを進めていきます。

22